

# 住 民 監 査 請 求 の 手 引 き

米子市監査委員事務局

## 1 住民監査請求とは

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該地方公共団体の長、委員会、当該地方公共団体の職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき、これを証する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。（地方自治法第242条）

## 2 どのような場合に監査請求ができるか。（監査対象事項）

監査請求することができる事項は次に掲げるような財務会計上の行為です。

- (1) 違法又は不当な公金の支出
- (2) 違法又は不当な財産の取得、管理、処分
- (3) 違法又は不当な契約の締結、履行
- (4) 違法又は不当な債務その他の義務の負担
- (5) (1)～(4)の行為が相当の確実さで予測される場合
- (6) 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実
- (7) 違法又は不当に財産の管理を怠る事実

なお、上記行為のあった日から1年を経過している場合（(6)、(7)を除く。）には、正当な理由があるときを除き、監査請求することはできません。

## 3 誰がどのようにして監査請求するのか。

- (1) 監査請求できる人は、米子市民に限ります。
- (2) 監査請求する事項について、書面を作成して申し出ることになっています。  
（米子市職員措置請求書）
- (3) 上記(2)について、その事実を証する書面を添付することが必要です。  
（事実証明書）例：新聞記事など

## 4 請求書はどのように作成したらよいか。

- (1) 請求書の様式  
別紙「米子市職員措置請求書」（様式）のとおりです。
- (2) 請求の要旨の内容  
請求の要旨は、次の事項について記載にしてください。
  - ア 誰が（請求の対象とする職員）
  - イ いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか（監査対象事項）
  - ウ その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか
  - エ その行為により、どのような損害が米子市に生じているか
  - オ したがって、どのような措置を請求するのか

(様式)

## 米子市職員措置請求書

(請求の対象とする職員・職)に関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

### 2 請求者 (請求者が複数の場合、代表者を定め、連署する。)

住 所

氏 名 ( 自 署 )

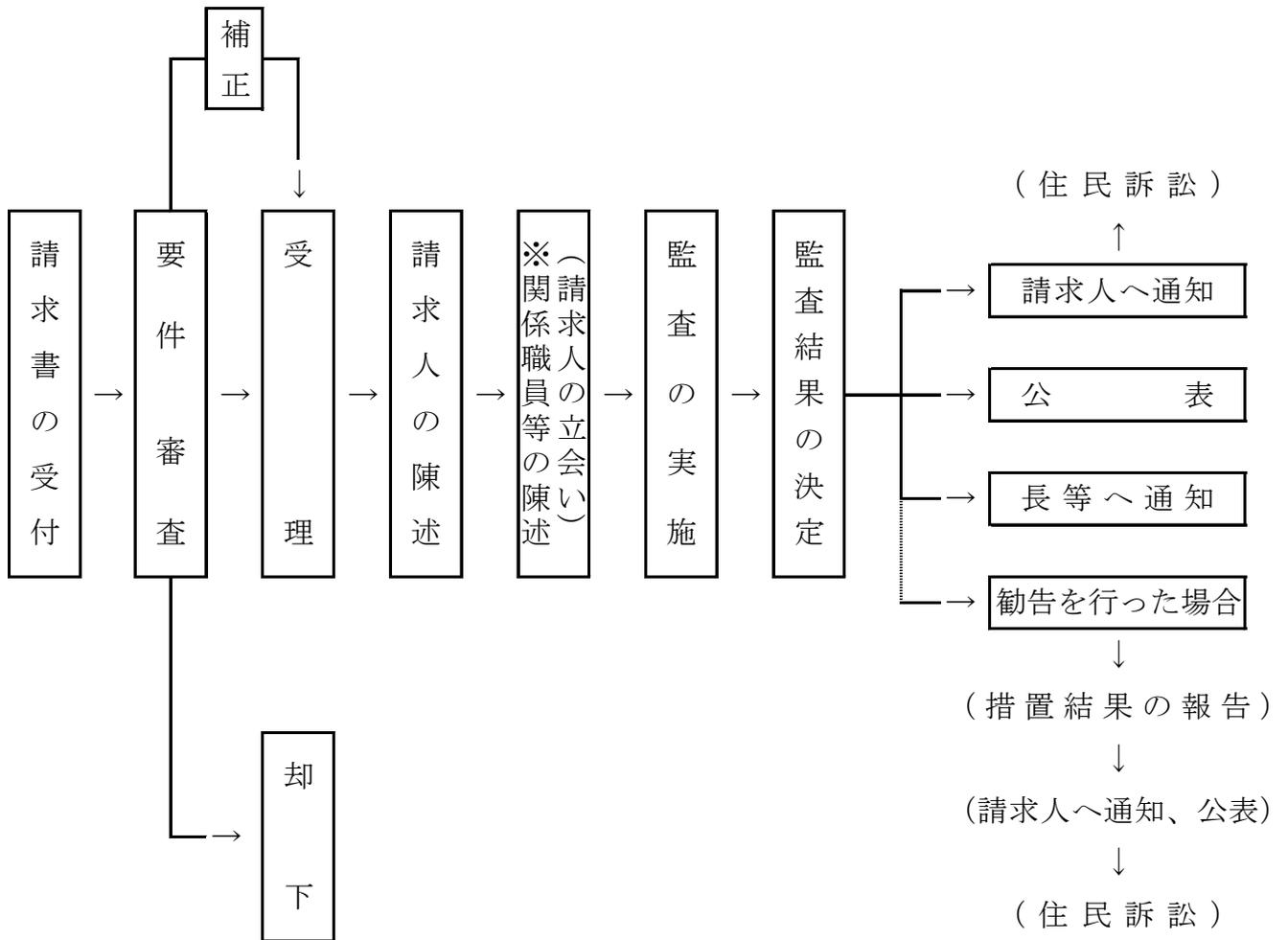
地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

米子市監査委員 様

備考 氏名は、自署(盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。)すること。

5 監査請求の手続はどうなっているか。



※関係職員等の陳述は、監査委員が必要であると認めるときに行います。

6 お問い合わせ先

米子市監査委員事務局

住所 〒683-8686

米子市加茂町一丁目1番地

電話 23-5316